

【店舗の要件】

- ① 来客（原則として一般消費者）のある常設の施設（建物）であること。
- ② 自社所有の施設（建物）かどうかは問わないが、他社所有の施設にテナントとして入居している場合は、賃貸借契約を結んでいること。
- ③ 自宅兼店舗であっても対象となるが、看板や窓ステッカーなどで店名や屋号が明確に表示されており（玄関やポストに紙・ラベルを貼った程度のものは不可）、かつ来客のある事業専用スペースがあること。事業専用スペースかどうかの判定は店舗内観・外観の写真又は商工団体職員による訪問等により確認する。
 - ※ 来客はあるが、外形的に店舗としての要件を満たしていない場合は、「事務所」として取り扱います。
- ④ 同一施設内であっても店舗の区画が独立し、会計（レジ等）が区画ごとに完結できる場合にはそれぞれを1店舗とする。
 - ※ 区画が分かれていても会計（レジ等）を共有する場合や外形的に一体の施設として判断される場合には、それぞれ1店舗とはならない。
 - 例：1つの施設の中で飲食店と持ち帰り・配達飲食サービス業を行っている場合、看板や出入口が別れているなど外形的に区別できない限り1店舗と扱います。
- ⑤ 営業時間帯において人が常駐していること。

<事務所に該当する例（店舗要件に該当しない例）>

- ・ 対象業種を営んでいるが、来客が無い場合（無店舗小売業等）
- ・ 対象業種を営んでいるが、専ら外部で事業を行っている場合（タクシー及び運転代行の事務所、運送業、訪問マッサージ業等）
 - 申告上の事務所所在地を事務所として記載し、申請してください。
- ・ 常設の施設を持たない業態を営んでいる場合（移動販売、週1回以上出店している露天等）
 - 申告上の事務所所在地を事務所として記載し、申請してください。
- ・ 常設の施設等であるが無人での営業を行っている場合（コインランドリー、コインパーキング、自動販売機による売上等）
 - その施設を管理している事務所所在地を記載し、申請してください。

※ その他、以下については本支援金上の店舗とも事務所とも扱いません。

- ・ 店舗とは別に管理機能のみを有する事務所
- ・ 不動産賃貸業におけるアパートや貸テナント等の不動産商品
- ・ 社宅、休憩室、倉庫、会議室、資材置き場、作業スペース、無人の展示場・車両待機場
- ・ 無人の販売所・委託販売のスペース（自ら販売せず、スペースに商品を陳列するもの。）
- ・ コワーキングスペース
- ・ 月極の駐車場
- ・ 営業に使用する車輛